

議案第49号

守口市民体育館条例の一部を改正する条例案

守口市民体育館条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成29年9月14日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市民体育館条例の一部を改正する条例

守口市民体育館条例（昭和59年守口市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前					改 正 後						
第1条から第14条まで 略					第1条から第14条まで 略						
(利用料金)					(利用料金)						
第15条 略					第15条 略						
2 利用料金の額は、第7条に定める利用料の額とする。					2 利用料金の額は、第7条に定める利用料の範囲内において、 <u>指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</u>						
第16条 略					第16条 略						
別表（第7条、第13条関係）					別表（第7条、第13条関係）						
区分	専用利用				個人利用	区分	専用利用				個人利用
	午前 (9時 ～12 時)	午後 (12 時～1 時30 分) (14 時～1 時30 分) (17時 ～21 時)	夜間 (17時 ～21 時)	全日 (9時 ～21 時)			午前 (9時 ～12 時)	午後 (12 時～1 時30 分) (14 時～1 時30 分) (17時 ～21 時)	夜間 (17時 ～21 時)	全日 (9時 ～21 時)	

A 欄	大 体 育 室	全 面	小・中	円	円	円	円	円	専用利用欄 の時間区分 (全日を除 く。)ごとに 小・中学生 等 1回 <u>150</u> 円 一般 A 1回 <u>250</u> 円 一般 B 1回 <u>300</u> 円
			学 生 等	4,500	3,800	3,800	12,000	24,000	
			一般	9,000	7,500	7,500	24,000	48,000	
		2	小・中	3,000	2,500	2,500	8,000	16,000	
		3	学 生 等						
		面	一般	6,000	5,000	5,000	16,000	32,000	
		1	小・中	2,300	1,900	1,900	6,000	12,000	
		2	学 生 等						
		面	一般	4,500	3,800	3,800	12,000	24,000	
		1	小・中	1,500	1,300	1,300	4,000	8,000	
		3	学 生 等						
		面	一般	3,000	2,500	2,500	8,000	16,000	
	小 体 育 室		小・中	1,500	1,300	1,300	4,000	8,000	
			学 生 等						
			一般	3,000	2,500	2,500	8,000	16,000	
	武 道 室		小・中	略	略	略	2,800	略	
			学 生 等						

A 欄	大 体 育 室	全 面	小・中	円	円	円	円	円	専用利用欄 の時間区分 (全日を除 く。)ごとに 小・中学生 等 1回 <u>250</u> 円 一般 A 1回 <u>400</u> 円 一般 B 1回 <u>500</u> 円
			学 生 等	5,700	4,700	4,700	15,000	30,000	
			一般	11,300	9,400	9,400	30,000	60,000	
		2	小・中	3,800	3,200	3,200	10,000	20,000	
		3	学 生 等						
		面	一般	7,500	6,300	6,300	20,000	40,000	
		1	小・中	2,900	2,400	2,400	7,500	15,000	
		2	学 生 等						
		面	一般	5,700	4,700	4,700	15,000	30,000	
		1	小・中	1,900	1,600	1,600	5,000	10,000	
		3	学 生 等						
		面	一般	3,800	3,100	3,100	10,000	20,000	
	小 体 育 室		小・中	2,300	1,900	1,900	6,000	12,000	
			学 生 等						
			一般	4,500	3,800	3,800	12,000	24,000	
	武 道 室		小・中	略	略	略	3,000	略	
			学 生 等						

	一般	2,400	2,000	2,000	5,600	略	
多目的室	小・中学生等	600	400	400	1,100	2,500	
	一般	1,200	800	800	2,200	5,000	
会議室		1,000	800	800	2,000	4,600	
フィットネスルーム (走路含む。)		/					小・中学生等 1回 <u>150</u> 円 一般 A 1回 <u>250</u> 円 一般 B 1回 <u>300</u> 円
							/

	一般	2,300	1,900	1,900	6,000	略	
多目的室	小・中学生等	700	500	500	1,500	3,000	
	一般	1,300	900	900	3,000	6,000	
会議室		900	700	700	2,400	4,800	
フィットネスルーム (走路含む。)		/					小・中学生等 1回 <u>250</u> 円 一般 A 1回 <u>400</u> 円 一般 B 1回 <u>500</u> 円
							/

<p>つては夜間利用料のそれぞれ 0.4 億とする。</p>	<p>つては夜間利用料のそれぞれ 0.5 億とする。ただし、指定管理者による管理が行われる場合の倍率は、当該倍率の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>備考</p> <p>1 から 4 まで 略</p> <p>5 略</p> <p>ア 守口市民等のうち 40 歳以上 65 歳未満の者であつて、<u>委員会</u>が認める介護予防等を目的とした講習（以下「講習」という。）を受けようとするもの又は終了したもの</p> <p>イ 略</p> <p>6 略</p>	<p>備考</p> <p>1 から 4 まで 略</p> <p>5 略</p> <p>ア 守口市民等のうち 40 歳以上 65 歳未満の者であつて、<u>市長</u>が認める介護予防等を目的とした講習（以下「講習」という。）を受けようとするもの又は終了したもの</p> <p>イ 略</p> <p>6 略</p> <p><u>7 指定管理者による管理が行われる場合における B 欄の各倍率については、当該倍率の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</u></p>

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。